

（案）

令和における福生市立学校の
在り方検討委員会
報告書

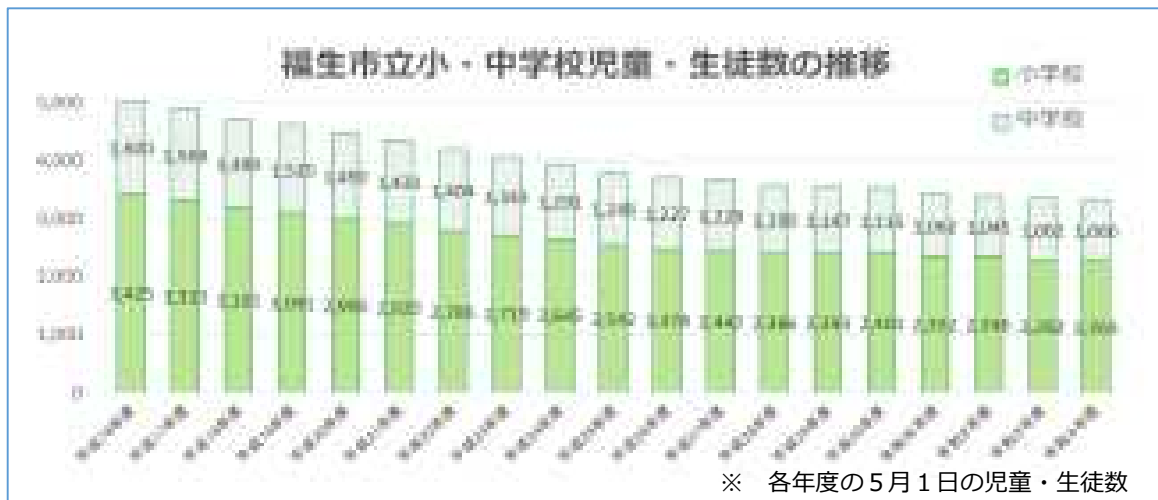
令和5年3月
福生市教育委員会

1 小学校を核とした公共施設の再配置

(1) 人口の減少

ア 市立小・中学校児童・生徒数の推移

グラフ 1 は、平成 16 年度から令和 4 年度までの、福生市立小・中学校の児童・生徒数の推移を示している。平成 16 年度は 5,025 人、令和 4 年度は 3,329 人であり、18 年間で児童・生徒が 3 分の 2 に減少している。



グラフ 1 平成 16 年度から令和 4 年度までの市立小・中学校児童・生徒数の推移

また、表 1 は、令和元年度から令和 10 年度までの児童・生徒数の推計である。令和 4 年度から令和 10 年度までの 6 年間で、約 200 名の児童・生徒が減少する見込みとなっている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
小学校児童数	2,352 人	2,346 人	2,282 人	2,261 人	2,159 人	2,119 人	2,155 人	2,132 人	2,109 人	2,054 人
中学校生徒数	1,062 人	1,045 人	1,062 人	1,066 人	1,076 人	1,082 人	1,092 人	1,073 人	1,053 人	1,099 人
合計	3,414 人	3,391 人	3,344 人	3,327 人	3,235 人	3,201 人	3,247 人	3,205 人	3,162 人	3,153 人

※ 令和元年度から令和4年度までは、各年度の5月1日の児童・生徒数
 ※ 令和8年度以降の児童・生徒数は、令和4年4月1日現在の推計

表 1 令和元年度から令和 10 年度までの市立小・中学校児童・生徒数の推計

イ 児童・生徒数の減少に伴う学級数の減少

各小・中学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とすることが、学校教育法施行規則で定められている。これは、小学校では、1 学年当たり 2 学級から 3 学級、中学校では、1 学年当たり 4 学級から 6 学級に相当する。

令和 4 年度現在、適正規模を下回る学校は、福生第四小学校、福生第七小学校及び福生第三中学校の 3 校である。令和 10 年度には、この 3 校の学級数は、推計上、微増の見通しであるが、その一方で、適正規模を下回る学校に福生第六小学校が加わり、全部で 4 校になる可能性がある。

	令和 4 年度 学級数	令和 10 年度 学級数
福生第一小学校	12	12
福生第二小学校	13	14
福生第三小学校	13	12
福生第四小学校	9	11
福生第五小学校	12	12
福生第六小学校	12	7
福生第七小学校	10	11
福生第一中学校	12	12
福生第二中学校	12	12
福生第三中学校	6	9

表 2 令和 4 年度及び令和 10 年度の市立小・中学校学級数

ウ 学級数が少ないことによる課題

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成 27 年 1 月 27 日 文部科学省）には、学級数が少ないことによる課題として、以下のようものが挙げられている。

適正規模・適正配置について

（学級数が少ないことによる学校運営上の課題）

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい。
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。
- ⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

(教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題)

- ① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる。
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる。
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる。
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる。
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい(学年会や教科会等が成立しない)。
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある。
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる。

(学校運営上の課題が児童生徒に与える影響)

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価を固定化しやすい。
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる。
- ④ 教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある。
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある。
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」

(平成 27 年 1 月 27 日 文部科学省)

福生市の児童・生徒の学びを保障していくためにも、学級の適正規模を保っていく視点も重要だと考える。

(2) 学校施設の老朽化

福生市立小・中学校の経過年数等は、表3のとおりである。最も新しい校舎である福生第七小学校と福生第三中学校でも、49年が経過している。そして、各学校の校舎は、壁の損傷等をメンテナンスしながら使用している現状である。特に、福生第一小学校を中心に、60年程度経過する学校の校舎については、早急の中・長期的な対応を考える必要がある。

学校名	開設年度	経過年数
福生第一小学校	昭和37年度	60年
福生第二小学校	昭和39年度	58年
福生第三小学校	昭和40年度	57年
福生第四小学校	昭和41年度	56年
福生第五小学校	昭和43年度	54年
福生第六小学校	昭和44年度	53年
福生第七小学校	昭和48年度	49年
福生第一中学校	昭和35年度	58年
福生第二中学校	昭和39年度	58年
福生第三中学校	昭和48年度	49年

表3 市立小・中学校校舎の経過年数
(令和4年度末現在)

2 町会・自治会をベースとした学区割

本市には32の町会・自治会があり(図1)、この町会を基盤に市立小・中学校10校の通学区域が決められている。そして、本市の小・中学校の特長として、中学校の通学区域が、各小学校区域の集合体となっている点が挙げられる(図2)。つまり、以下に示したとおり、小学校から中学校に進学するにあたり、複数の中学校に分かれることなく、中学校区できれいに分けられているということである。

【各小学校から進学する中学校】

- (1) 福生第二小学校、福生第三小学校 → 福生第一中学校
- (2) 福生第一小学校、福生第四小学校、福生第六小学校 → 福生第二中学校
- (3) 福生第五小学校、福生第七小学校 → 福生第三中学校



図1 福生市の町会・自治会

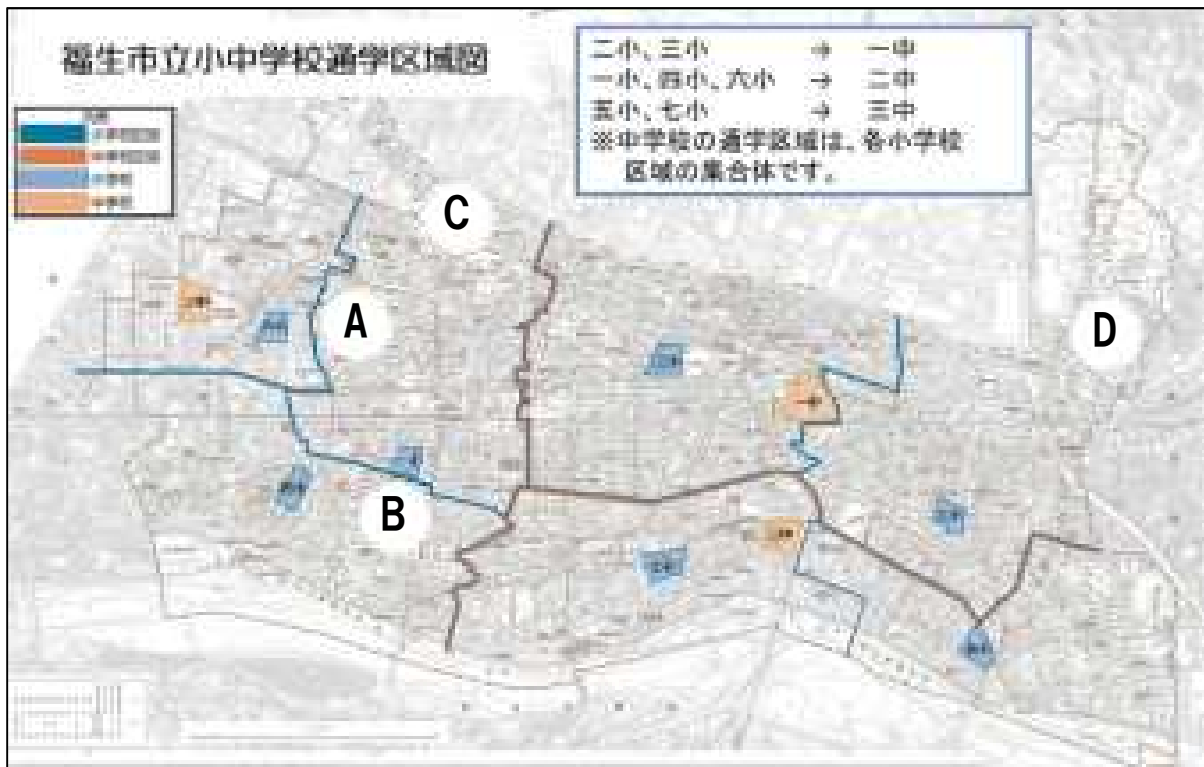


図2 福生市立小・中学校通学区域

一方、町会の境界線がベースとなっていることから、必ずしも近くの学校が在籍校とはならず、通学距離と通学区域に矛盾が生じるケースもある。

例えば、図2内にAで示した本町第八第一町内会の地区の児童は、福生第六小学校のすぐ近くではあるが、福生第一小学校の通学区域となる。

また、図2内にBで示した長沢町会地区南側の児童は、新奥多摩街道を渡るとすぐ福生第一小学校であるが、実際には、福生第四小学校の学区となる。

さらに、福生第一小学校は、同小学校区全体の西端に学校があり、図2内のCで示した本町第七町会東福生駅北側の児童は、学校までの距離が若干遠い。同様に、図2内のDで示した福東町会東側の児童・生徒は、福生第二小学校、福生第一中学校までの距離が遠い。

本市の学校教育は、町会の協力を得て、地域と一体となった教育活動が展開されている。しかし、町会を通学区域の基盤にすることで、学校の位置と児童・生徒の通学距離の課題が生じているという現状がある。

3 コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置している学校である。

学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に定められており、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関である。

この制度は、平成16年3月の中央教育審議会答申等において、「保護者や地域住

民が公立学校運営に参画するための新たな制度の創設が提言された」ことを受け、同法律に位置付けられたものである。その後、平成29年4月に同法律が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となった。そのことで、全国的には、コミュニティ・スクールを導入した学校は、同法律が改正されてから令和2年度末までの4年間で約3倍に増加し、11,856校となったものの、全体の33.3%、3校に1校にしか、導入が進んでいない状況にある。

東京都では、651校、28.3%で全国よりも導入が進んでいない状況であるが、福生市は10校、100%となっている。令和4年5月には、第1回のコミュニティ・スクール総会を実施し、10校のコミュニティ・スクール委員会委員の方々、各小・中学校の教職員が集まり、有意義な情報交換を行うことができた。

このような有意義な取組が進められている一方で、課題もあると考える。それは、各小・中学校コミュニティ・スクール委員会委員を依頼している地域の方々に、重なりが生じている状況である。下の表4は、令和4年度の市立小・中学校コミュニティ・スクール委員会委員の一覧であるが、赤の太枠で囲んだ委員は、複数校の委員を兼務している地域の方々である。多くの方が兼務をすることで、コミュニティ・スクール委員会が成り立っていることが分かる。

福生一小	福生二小	福生三小	福生四小	福生五小	福生六小	福生七小	福生一中	福生二中	福生三中
個人情報のため非公開									

表4 福生市立小・中学校コミュニティ・スクール委員会委員（令和4年度）

この背景には、市全体の人口減少や適正規模よりも小さな学校が複数あることなどが考えられる。さらに、協力をいただいている地域の方々には、コミュニティ・スクール委員会委員だけでなく、自身の仕事や他の組織の役割等、様々なことを担われている現実がある。

コミュニティ・スクールとしてのメリットは大切にしつつ、地域の一部の方に多くの負担がかかっている現実をどのように解決していくかが課題である。

4 教育課題の解決

(1) 学力の向上

ア 全国学力・学習状況調査の結果

表5は、全国学力・学習状況調査の結果である。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、調査が中止となったため、平成31年度と令和3年度の結果を比較できるように示した。福生市における各教科の平均正答率は、東京都及び全国の平均正答率を下回っている現状がある。

実施学年及び 各教科平均正答率 (%)		小学校 (第6学年)		中学校 (第3学年)		
		国語	算数	国語	数学	英語
福生市	R3	55	64	62	53	
	H31 (R1)	58	65	73	57	57
東京都 (公立)	R3	68	74	67	60	
	H31 (R1)	65	70	74	62	59
全国 (公立)	R3	64.7	70.2	64.6	57.2	
	H31 (R1)	63.8	66.6	72.8	59.0	56.0

表5 全国学力・学習状況調査の結果

図3に一例を示したが、小・中学校の、国語、算数・数学の結果に共通している課題は、大きく2点ある。

1点は、漢字や一次方程式など、基礎的・基本的な内容の問題において、本市の平均正答率と全国の平均正答率との差が大きく開いている点である。

もう1点は、文章や式などで解答する問題の無解答率が高い傾向にある点である。

2点の共通課題から、学力下位層の児童・生徒への指導が、大きなポイントとなっていることが分かる。

現在、各学校では、一人1台端末を活用したドリルパークでの学習や、デジタル教科書を活用した分かりやす



図3 各教科の問題で見られた課題の例

い授業の実践を通して、学力下位層の児童・生徒のつまずきを解消することや学習意欲を喚起することに努めている。しかし、学力の向上は、長い年月、本市で解決に向け取り組んできた、大きな教育課題の一つである。

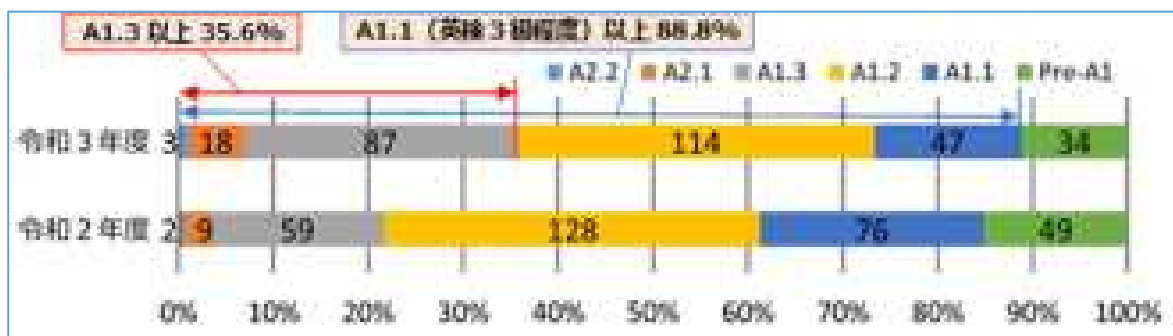
一方、グラフ2に示したとおり、ICT機器の使用については、東京都や全国に比べ、本市の学校での取組が進んでいる実態が明らかである。ICT機器を使用することが、勉強に役立っていると、児童・生徒自身が実感できる授業の工夫が課題である。



グラフ2 ICT機器の使用
(令和3年度全国学力・学習状況調査の結果より)

イ 英語教育の推進

福生市では、令和4年3月に策定した「福生市英語教育推進計画第2次」に掲げた「中学校第3学年でのGTEC受検」に基づき、令和2年度から、中学校第3学年の全生徒を対象としたGTECの公費受検を実施している。GTECとは、国際的な基準であるCEFRというスコアに基づいている。CEFRとは、欧米で幅広く導入されている語学レベルの指標で、国は、中学校卒業段階で、英検3級程度の能力に相当するCEFRのA1レベルに達する生徒を、5割以上とするという目標を掲げている。



グラフ3 GTECにおけるCEFRの達成状況 (単位：人)

福生市では、「読むこと」、「聞くこと」、「書くこと」、「話すこと」の4技能を総合したスコアで、A1.3(ワンポイント・スリー)を目標としている。令和3年度のGTECの結果でその目標を達成した生徒の割合は35.6%となり、令和2年度よりも13.9%増加している。また、英検3級程度とされているA1レベル以上の

生徒は 88.8%に及んだ。

4技能を総合した福生市の平均スコアは 458.8 点で、全国平均をわずかに下回っているものの、昨年度に比べると 45.1 点向上している。技能別の平均スコアを見ると、「読むこと」、「聞くこと」は全国平均を上回っている。本市の目標である A1.3 以上のスコアを達成しており、学力向上が課題である中でも、英語教育については、成果が表れているものと捉えている。

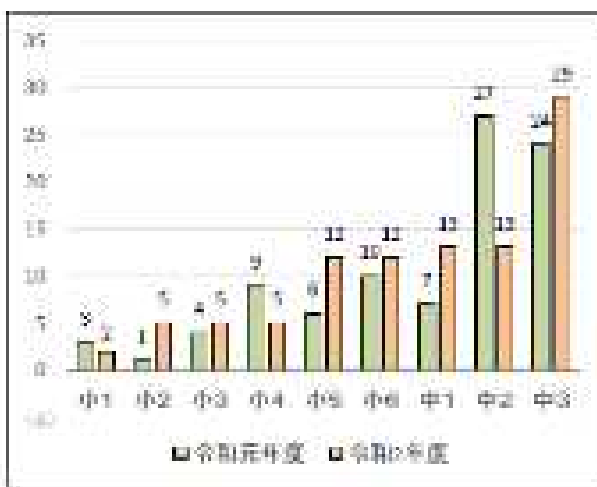
(2) 支援が必要な児童・生徒への対応

ア 不登校の現状

全国的に不登校児童・生徒数が年々増加し、出現率が高くなってきている傾向がある中、福生市の不登校児童・生徒の出現率は、全国や東京都と比べても高い。

グラフ 4 の学年別不登校人数を見ると、特に、小学校第 5 学年から第 6 学年、中学校第 1 学年から第 2 学年にかけて、不登校の児童・生徒が増加する傾向が見られる。例年、中学校第 2 学年で、不登校の数が増加していく傾向が強いことから、中学校第 1 学年での指導や、小学校と中学校の円滑な接続が重要である。

また、どの相談機関にもつながっていない不登校児童・生徒が、令和 2 年度は小学校で 5 名、中学校で 20 名と、その数の多さが大きな課題であると捉えている。全ての児童・生徒が関係機関とつながりを持ち、社会的自立に向けて、一人も取り残されないようにしていくことも、重要な課題の一つであると考え



グラフ 4 福生市立学校の学年別不登校人数

イ 「分教室型不登校特例校」の現状と課題

平成 28 年 12 月に公布された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」いわゆる「教育機会確保法」の第 10 条には、不登校児童・生徒の実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備が、国及び地方公共団体の努力義務として定められている。しかし、学校の設置は、小・中学校それぞれの設置基準を満たす施設設備の整備が必要となり、新たな学校の設置は困難であることから、全国的に、不登校児童・生徒のための特別の教育課程を編成する学校、いわゆる「不登校特例校」の設置は、なかなか進まない現状がある。

そこで、東京都教育委員会は、そのハードルを下げるため、まずは、新たな

学校施設を整えなくても、既存の施設設備を活用しつつ、分教室ということで不登校児童・生徒のための特例校設置が促進されるよう、「分教室型不登校特例校」という東京都独自のスキームを作った。

令和4年度現在、全国で21校、うち公立学校では12校しかない不登校特例校だが、福生第一中学校7組（分教室型不登校特例校）は、そのうちの1校であり、本市では、いち早く、法の趣旨に則った整備を進めてきている。

この分教室型不登校特例校は、将来的には本校又は分校として学校にしていくことが条件となっており、中学校の設置基準に見合う施設を整え、一つの学校として整備していくことが今後の課題となっている。

ウ 「そよかぜ教室」及び「教育相談室」の現状と課題

学校復帰を目指す不登校児童・生徒の支援を目的とした「そよかぜ教室」や、教育相談を行う「教育相談室」は、子ども応援館の2階に設置している。現在、「そよかぜ教室」に入級を希望する児童・生徒や、「教育相談室」に相談を希望する保護者等が増えており、需要に見合った施設がないという課題がある。

Society5.0 時代の到来や新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大など、昨今の社会変化は一層加速度を増し、複雑で予測困難なものとなってきている。このような時代の中、学校教育には、一人一人の児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

令和3年1月の中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」では、日本型学校教育の成果として以下のことが指摘されている。

- 日本人の礼儀正しさ、勤勉さ、道徳心の高さ、また、世界有数である我が国の治安の良さは、全人格的な陶冶、社会性の涵養を目指す日本型学校教育の成果であること
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために取られた臨時休業措置を通して、学校は、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながるができる居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っていることが再認識されたこと

その一方で、直面する課題として、以下のことが指摘されている。

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられるようになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担を増大させてきたこと
- 特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困等、子どもたちが多様化する中で、家庭の社会経済的な背景や、障害の状態や特性及び心身の発達の段階、学習や生活の基盤となる日本語の能力、一人一人のキャリア形成など、子供の発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、様々な課題を乗り越え、一人一人の可能性を伸ばしていくこと
- 近年の大量退職・大量採用の影響等により、教師の世代交代が進み若手の教師が増えてきた結果、経験の少なさ等から、中堅・ベテラン教師と比べて勤務時間が長時間化してしまったこと
- 学校における新型コロナウイルス感染症対策のための指導上の工夫や消毒等の対応、学校再開後にもなお影響が残る子供の心のケアや保護者への対応により、教師の多忙化に更に拍車がかかっているのではないかと懸念する声もあること
- 数学や科学に関するリテラシーは引き続き世界トップレベルである一方、言語

能力や情報活用能力、デジタル時代における情報への対応（複数の文書や資料から情報を読み取って根拠を明確にして自分の考えを書くこと、テキストや資料自体の質や信ぴょう性を評価することなど）などの課題があること

- 少子化の進展により小学校と中学校が1つずつしかないという市町村が233団体（13.3%）、公立高等学校の立地が0ないし1である市町村は1,088団体（62.5%）という現状も踏まえ、学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性が生じていること
- 新型コロナウイルス感染症が収束した後であっても、今後起こり得る新たな感染症に備えるために、教室環境や指導体制等の整備を行うことが必要であるとともに、学校においては平常時から児童生徒や教師がICTを積極的に活用するなど、非常時における子供たちの学習機会の保障に向けた主体的な取組が求められること

今日の学校教育が直面しているこれらの課題に加え、第1章で述べた福生市立学校の現状を踏まえ、今後の福生市立学校には、以下のようなことが求められると考える。

1 福生市立学校への期待や願い、実現したい学校の姿

（1）地域と一体となった学校教育

平成28年度、福生第四小学校が、本市で初めてのコミュニティ・スクールに指定され、保護者や地域住民などが一定の権限と責任をもって学校運営に参画する新しい仕組みの第一歩が踏み出された。その後、令和2年度までの5年の年月を経て、福生市立小・中学校10校全てがコミュニティ・スクールとなり、福生市全体で、育てたい子どもの姿や、目指すべき教育ビジョンを地域や保護者と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく体制が整った。

現在では、コミュニティ・スクール委員会の委員が中心となって、各小・中学校の教育活動を支援したり、独自の行事を企画して実施したりするなど、学校と地域が相互にメリットのある関係が構築されている。

学校、地域、保護者が一体となった学校教育が推進されることで、児童・生徒にとっては、地域に対する愛着や地域に貢献したいという郷土愛が生まれ、地域の一員としての自覚や所属校への誇りも高まっていくものと考えられる。また、地域の方々にとっては、児童・生徒の成長や教職員の支援のために、自身の力を発揮することで貢献できるという喜びを得ることができる。

地域と一体となった学校教育が本市で継続的に行われることを通して、現在の児童・生徒が、将来、地域の一員あるいは保護者として、未来を担う子どもたちのために貢献できる人材になってくれること、そして、それが本市の強みを最大限に生かした、持続可能な特色となることを期待する。

〔委員の意見〕

私が学校に行けるというのは、すごく子どもたちから、あるいは学校から元気をいただいています。それはすごく重要なことで、地域のじいさん、ばあさんが学校に関わらせていただくというのは、地域の人が学校に支援してやっているんだという感覚よりは、支援させてもらっているという、そういうウィンウィンの世界です。

学校も逆に負担が軽くなるようにと私どもも考えていますので、職員の方々が夜遅くまで仕事しなくても済むような世界にはしていきたいなと思っていますので、お互いにいい関係で地域と学校が結び付くという意味では、学校を核としたのはとてもいいことだと思っています。

〔委員の意見〕

何をやったら学校と地域というのが本当にいい関係性でつながれるのかを考えた時に、地域の文化、一つはお祭りやおはやしなど、そして、公民館がお年寄りの方を対象に行っている手芸のワークショップなどをクラブ活動に取り込むことによって、地域の皆さんと子どもたちの交流が密にできないかと思いました。

〔委員の意見〕

中学生の子どもたちも、地域の大人たちと関わっていくことで、自分はこんなふうに生きていきたい、自分はこの地域でこんな働きができれば良い、この人にこんなふうにも認められたらうれしい、この地域にいて自分は必要とされているなどと感じる場面を作っていくことができるのではないかと考えています。

〔委員の意見〕

今の時代の子どもたちは一人っ子が圧倒的に多くなってきています。そうした時に、自分が学校に上がるまで、あるいは、保育園、幼稚園に行くまでは、家族以外の人間関係を作ることがとても難しくなっています。要するに、孤立しない、させないための教育が大事になってくるのではないかと感じました。

(2) 誰一人取り残さない学校教育

福生市の教育課題として、まずは「学力の向上」が挙げられる。第1章でも述べたとおり、「基礎的・基本的な内容が定着していないこと」と「文章や式などで解答する問題の無解答率が高い傾向にあること」が大きな特徴であり、学力下位層の児童・生徒に対して指導や支援が、大きなポイントとなる。

また、学習面に限らず、不登校等、支援が必要な児童・生徒が多いことも看過できない現状である。

さらに、福生市には外国人が多く居住しており、日本語を話すことができない児童・生徒への個別の支援も重要である。本市の外国人登録者は、令和4年3月31日現在、60か国3,301人、市民の5.87%を占める状況である。市内小・中学

校に在籍する外国人の児童・生徒数は、令和4年5月1日現在、17か国119人、全児童・生徒の3.6%を占めており、当該児童・生徒への指導はもとより、保護者対応等にも特段の配慮が必要な状況である。

このような様々な教育課題がある中で、福生市では、小学校第2学年以上の児童・生徒を対象とした福生市学力・学習状況調査の実施や中学校第3学年の全生徒を対象としたGTECの公費受検、全国でも導入が進んでいない「不登校特例校」の設置など、課題解決に向けた施策を展開してきている。

これらの施策の効果検証や新たな施策の検討を通して、多様性のある児童・生徒一人一人が、誰一人取り残されることなく、必要な資質・能力を身に付け、学校生活を通してよい点や可能性を最大限伸ばすことができる、福生市の特徴を生かした学校教育の充実を期待する。

〔委員の意見〕

私がこの会に参加させていただいた中で一番印象に残った言葉は、「誰一人取り残さない福生市の教育」という言葉でした。この言葉に本当に共感いたしました。この方針の下でいじめ・不登校の問題ですとか、取り組んでいけることが様々にあると思うのです。

〔委員の意見〕

不登校児童・生徒が、東京都あるいは全国に比べて少し多いということですが、中学校1年生から2年生にかけて多くなる傾向があるようです。中学1年生というのが非常に大切な時期ということなのですが、そのあたりの小学校と中学校の接続が重要であり、着目したいと考えています。

〔委員の意見〕

誰一人取り残さないために、例えば中学校に入っても、小学校の積み上げがなくて、つまづいているお子さんたちがいるとしたら、小学校の教員が手だてを施してその子どもたちを支援するという連携の在り方も考えられるのではないかと思います。

〔委員の意見〕

子どもが取り残されてしまわないように、保護者、CS委員という立場で先生方のサポートができるように、地域を巻き込み、一人も取り残さない福生市の教育に何かしら関わられるようにと思いながら、活動に参加させてもらっています。

(3) 幼保小中のつながりを大切にした連続性のある教育

幼稚園、保育園と小学校のつながりについて、中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における審議経過報告（令和4年3月）では、「義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間（いわゆる「架け橋期」）は、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期である」ことが指摘されている。

平成29年に改訂された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び小学校学習指導要領においても、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を重視した内容となっており、平成30年4月には、幼稚園、保育園及びこども園から小学校への接続を考え、それぞれの施設の共通の指針として「幼児期の終わりまでに育ってほしい『10の姿』」が策定されている。

一方、小・中学校のつながりについては、平成27年に学校教育法等が改正され、義務教育学校、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校が制度化された。

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（令和3年1月26日／中央教育審議会）」においても、現在、9年間を見通した新時代の義務教育の在り方を検討していくことが必要であることが言及されている。

このように、現在求められている教育の在り方は、義務教育就学前から義務教育修了段階までを一つのつながりとして捉え、連続性のある一貫した教育を実現していくことであると考えられる。

福生市では、幼稚園、保育園と小学校のつながりについて、令和2年度より、東京都教育委員会「就学前教育と小学校教育の一層の充実に関する研究指定地区事業」の指定を受け、市内私立幼稚園・保育園・こども園と市内公立小・中学校との円滑な連携・接続の促進を目指して取組を進めてきている。市内私立幼稚園・保育園・こども園と市内公立小・中学校の教職員が、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムに位置付けられた取組を相互に見合い、意見交換するなど、コンパクトシティである福生市ならではの取組が推進されてきている。

また、小中一貫教育に関しては、「学力向上」、「健全育成」、「不登校」等の教育課題を解決するため、平成25年度、福生第三中学校区をモデルとした小中一貫教育に関する研究や、市内小・中学校の代表教員による「小中一貫教育推進委員会」の立ち上げなど、10年前より小中一貫教育の推進に向けた取組が行われている。しかしながら、各中学校区の小・中学校の教育課程や校長の学校経営方針には、小中連携教育の視点は位置付けられているが、小中一貫教育とまで言えない現状がある。

今後、義務教育修了段階を目指す具体的な姿を、幼稚園、保育園、こども園、小学校及び中学校、並びにその保護者や地域の方々と共有しつつ、多くの大人や異年齢の児童・生徒とのかかわりを通して、福生市の児童・生徒が、これからの時代を生き抜く資質・能力を身に付けられる学校教育へとさらに発展させていた

だきたい。合わせて、郷土愛を育むという視点で、義務教育就学前から義務教育修了段階までの中で、福生という地域の特長を生かした取組を意図的、計画的、系統的に行うなど、キャリア教育の充実を図りたい。

とりわけ、幼保小の円滑な連携・接続に関する取組が推進されている中で、小中一貫教育については、カリキュラムベースで一貫した教育となるよう、早急に充実が図られることを期待する。

〔委員の意見〕

中学生の姿を見て、小学生があんな中学生になりたいという憧れをもてます。あんな大人になりたいというのは、小学生からすると非常に遠い未来のことになってしまいますので、やはり少しずつステップアップしていく感じでモデルになる人に出会うことができることは大事ではないかと思います。

〔委員の意見〕

(幼稚園としては、小学校) 1年生がどうしているのかというのを聞かせていただいて、頑張っている姿を知ることができたり、逆に学校が心配な面を聞いて、幼稚園の時にもっとその子にできることがあったのではないかと思ったり、先週も午前中だけでしたが、小学校とのつながりができたことで、とても充実した時間を過ごせたことを実感しました。

〔委員の意見〕

中学生たちも、小学校1年生・2年生のきらきらのまぶしい目で常に見られているのだというところも、自分たちがしっかりしなきゃいけない、手本にならなきゃいけない、というところの意識につながるのではないのかなというふうに思いました。

〔委員の意見〕

私は塾に行かなくても、公教育で確実な学力を身に付けさせることが理想だと思っています。そうした意味で、小学校、中学校の情報を一括あるいは共有できるような小中一貫の教育に期待したいと思っています。また、学校だけではなくて、地域、例えば学童クラブやふっさっ子の広場がありますが、その中に、補習教室のような機能をもう少し充実させて、学力を付けさせる場があると、学校以外にも子どもたちの学ぶ機会が増えていき、地域で子どもたちの基礎学力を支えていけるようになるのではないかと考えています。

〔委員の意見〕

これまでの小学校ごとの、または中学校ごとの取組は点にしか過ぎなかったと思います。例えば二中学校区を例にすると、三つの小学校と一つの中学校がもつ校区はすごく大きな面積があって、その面積の中にある全ての教員・親・地域の方、つまり子どもを中心にしてその周りに存在している全ての人が、教育に関わって課題を解決していくというイメージが出来上がっていかないかな、ということがここで書きたかった一番の内容です。

(4) 新しい学校観に基づく施設・設備の充実

福生市では、文部科学省の「GIGAスクール構想」に基づく児童・生徒の一人1台端末として、令和3年1月、LTE回線のiPadを全児童・生徒に配布している。そして、児童・生徒がiPadを日常的に文房具として、自由な発想で「いつでも、どこでも、何度でも」主体的に活用できるようにしていくことを目標に、各学校で活用が図られている。さらに、全小・中学校の各学級には、iPad画面を大型テレビに無線で映すことができるApple TV、電子黒板又は大型モニター等、周辺機器の充実も図られており、黒板等のアナログ教具と電子黒板等のデジタル教具を合わせて活用した授業が日常的に行われるようになってきている。

文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」を基に、日経BPが作成した「公立学校情報化ランキング」では、小学校が5校以上の自治体を対象とした小学校ランキングにおいて、福生市は15位に位置付けられるなど、情報化の整備は非常に充実している。

そのような中で、常にiPadを使えるように机の上に置くことで、学習用の作業スペースが狭くなる点や、電子黒板を置くことによって、教室で児童・生徒が動けるスペースが限られる点など、児童・生徒の学び方が変わる中で、学校施設に求められることも変わってきているのが現状である。

また、学校校舎等の老朽化の現状は、第1章で述べられているとおりである。今後、企画財政部公共施設マネジメント課が中心となり、学校施設を核とした公共施設の複合化・集約化が進められていくとのことであるが、学校を減らすという発想ではなく、新しい学校をつくるという観点で検討することが重要であると考え。特に、上述してきた「地域と一体となった学校教育」、「誰一人取り残さない学校教育」、「幼保小中のつながりを大切にした連続性のある教育」の具現化に向け、学校教育及び社会教育の核となる複合施設の建設等、学校教育にとどまらない発想（「新しい学校観」）を大切にすべきであると考え。

教育委員会と企画財政部公共施設マネジメント課が情報連携を密にし、福生市全体で開かれた学校教育が展開できる、複合的な学校施設が実現することを期待する。

【委員の意見】

企画財政部からのお話の中で、コスト面や人口減少を背景に、公共施設がどんどん複合化・集約化されていく、というようなお話がありました。そういった形でいろいろな複合施設と一緒に学校が成り立ち、発展していくことにより、風通しが良くなっていく、開かれた学校になっていくというのはすごく賛成です。

〔委員の意見〕

学校だけではなくて、地域、例えば学童クラブやふっさっ子の広場がありますが、その中に、補習教室のような機能をもう少し充実させて、学力を付けさせる場があると、学校以外にも子どもたちの学ぶ機会が増えていき、地域で子どもたちの基礎学力を支えていけるようになるのではないかと考えています。もちろん学力だけではなく、子どもへの全人的な教育も地域で支えていけるとより良いと考えております。学校がそういう複合的な組織の中心になっていくと良いと考えております。

〔委員の意見〕

今、子どもたちはタブレットを使うことが当たり前になっており、実は今の机の大きさというのは少し手狭です。30人を超える学級がない場合、比較的ゆとりがありますが、机のサイズをどうしていくかということもあります。また、今は電子黒板が全ての学級で入りました。そうすると、黒板と電子黒板を両方併用しながらというようなことでも、やや今のクラスの大きさというのはちょっと手狭に感じるころはございます。

これから子どもたちの学びの仕方が変わってくると思います。それに伴った施設というのはどうあるべきかということも老朽化と併せて検討していく必要があるかと感じております。

〔委員の意見〕

総合教育会議で、東京女子体育大学の小林教授からは、「観念の罫からの脱却」というお話がありました。「学校を減らす」という発想ではなく、「新しい学校をつくる」という感覚をもちたい。中学校区を基準に3校にしていくという話もあるが、「観念の罫からの脱却」という視点からは、中学校を4校にしてもいいと考えています。中学校を一つ増やして、4つの中学校区もありではないかと考えています。

（5）福生市の独自性を生かした特色ある教育の充実

第1章で述べたとおり、本市の教育課題は、「学力の向上」と「支援が必要な児童・生徒への対応」の大きく二つが顕著である。

まず、学力については、学力調査等において、基礎的・基本的な内容の問題の正答率が低いこと、無解答率が高いことから、学力下位層の児童・生徒への指導が、大きなポイントとなっている。

現在、日本の学校教育は、修得主義ではなく履修主義であるため、原則、年齢とともに学年進行する。児童・生徒は、当該の学年で身に付けるべき学習内容が学習指導要領で定められている。しかし、児童・生徒の学習の理解度は一人一人異なることから、特に、学力下位層の児童・生徒は、在籍の学年にかかわらず、いつでも、何度でも、既習事項を自分のペースで学び直すことができる機会を確保することが重要であると考えている。

例えば、授業以外の時間、放課後等に希望者が学習できる場等を設定し、上級生や地域の方から教えてもらいながら、児童・生徒が自分の分からない部分を学び直しするなど、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けることができるようにするための工夫が必要であろう。

また、学力下位層の児童・生徒への指導が大きなポイントである中でも、小学校第1学年から外国語活動を取り入れるなど、英語教育を重点的に推進している本市においては、技能別の平均スコアで全国平均を上回るなど、成果が表れているところである。本市の外国人登録者は、60か国3,301人（市民の5.87%）^{※1}在籍している。このような環境を最大限に生かし、「英語教育といえば福生」と言われるような英語教育の充実を期待する。

次に、「支援が必要な児童・生徒への対応」については、特に、不登校児童・生徒に対する支援が急務である。分教室型不登校特例校の本校又は分校化や、学校復帰を目指す不登校児童・生徒の支援を目的とした「そよかぜ教室」、教育相談を行う「教育相談室」への需要に見合った施設・設備の整備は、それぞれ独立したものとして考えることなく、「切れ目のない支援」が行える体制整備が求められる。

福祉保健部や子ども家庭部等、関係の部署と緊密な連携を図りつつ、公共施設の複合化・集約化の検討の中で、児童・生徒や保護者の視点に立った、障害のある人もない人も同じ施設で相談を受けたり、必要な支援を受けたりできるような仕組みを整備していくことを期待する。

【委員の意見】

学校だけではなくて、地域、例えば学童クラブやふっさっ子の広場がありますが、その中に、補習教室のような機能をもう少し充実させて、学力を付けさせる場があると、学校以外にも子どもたちの学ぶ機会が増えていき、地域で子どもたちの基礎学力を支えていけるようになるのではないかと思います。

【委員の意見】

だいぶ前から福生市も、横田基地と隣接しているところもありまして、英語教育にはかなり力を注いできているわけですが、これを更に進めまして、福生市の小・中学校を卒業したら英会話を普通に話せるような市になりたいということの一つ挙げさせてもらいました。

【委員の意見】

長期スパンで行える小学校の学習について、福生市の地域性に合った児童・生徒が求める自由度の高い独自のカリキュラムを作ることができるのではないのでしょうか。

2 本検討委員会で検討すべき事項

前項では、「福生市立学校への期待や願い、実現したい学校の姿」として、以下の5項目を挙げた。

- (1) 地域と一体となった学校教育
- (2) 誰一人取り残さない学校教育
- (3) 幼保小中のつながりを大切にした連続性のある教育
- (4) 新しい学校観に基づく施設・設備の充実
- (5) 福生市の独自性を生かした特色ある教育の充実

令和5年度の本検討委員会では、「福生市立学校への期待や願い、実現したい学校の姿」の3項目めとの関連が深い「小中一貫校の導入」について検討することとする。その理由は、「小中一貫校の導入」については、これまで福生市議会の中で多くの議員が質問しており、設置に関する市民の関心が高い施策であると考えられるからである。

上述した学校への期待、願いや実現したい学校の姿は、福生市の現状や課題を踏まえると、それぞれ独立した項目として捉えるのではなく、相互に関連しているものとして捉えることが適切である。そのため、このような視点も踏まえつつ、「小中一貫校の導入」について検討を進めていく。

【小中一貫教育に関わる過去の福生市議会定例会一般質問】 ※令和4年第2回検討委員会開催時まで

- (平成 17 年第 4 回定例会) 加藤育男議員 「小中一貫校の取組についての考え」
- (平成 21 年第 4 回定例会) 末次和夫議員 「福生市の小中連携教育の進捗状況」
- (平成 22 年第 1 回定例会) 田村正秋議員 「小中一貫教育の導入の検討について」
- (平成 25 年第 4 回定例会) 末次和夫議員 「小中一貫教育の基本的な考え方について」、「小中一貫教育推進事業について」、「小中一貫教育についての今後の取り組みについて」
- (平成 25 年第 4 回定例会) 原田剛議員 「小中一貫教育について」
- (平成 26 年第 3 回定例会) 清水義明議員 「小中一貫教育について」
- (平成 30 年第 2 回定例会) 末次和夫議員 「小中一貫校について」
- (令和 03 年第 3 回定例会) 杉山行男議員 「小中一貫校について」
- (令和 03 年第 3 回定例会) 佐藤弘治議員 「小中一貫校等今後の本市における教育構想について」
- (令和 04 年第 2 回定例会) 五十嵐みさ議員 「小中一貫教育の現状と課題について」
- (令和 04 年第 3 回定例会) 池田公三議員 「小中一貫校の検討で考慮すべきこと」
- (令和 04 年第 4 回定例会) 佐藤弘治議員 「令和における福生市立学校の在り方検討委員会について」
「小中一貫校の検討」、「小中一貫校の検討状況」
- (令和 04 年第 4 回定例会) 市川佳樹議員 「小中一貫校設置時、小学校への制服の導入について」

※一般質問については、福生市議会議事録において遡って検索できる範囲で調査した。

※一般質問以外（常任委員会等の各種委員会）については調査対象としていない。

1 小中一貫教育とは

(1) 小中一貫教育と小中連携教育の違い

文部科学省「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」報告「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」によると、小中一貫教育とは、「小・中学校が育てたい児童・生徒像を共有し、9年間を通じて一貫した教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」である。

一方、小中連携教育とは、「小・中学校が情報交換や行事等の交流などを行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す教育」である。

教職員及び児童・生徒の交流や合同行事等の実施にとどまらず、目指す児童・生徒像を共有したうえで、義務教育9年間を一貫した教育課程を編成した教育が小中一貫教育であるということが出来る。また、小中一貫教育を行う小・中学校が、小中一貫校であるということができると考える。

(2) 福生市における小中一貫教育の経過

本市における小中一貫教育は、「学力向上」、「健全育成」、「不登校」等の教育課題を解決するため、平成25年度、福生第三中学校区をモデルとした小中一貫教育に関する研究を行ったことに始まった。この研究を通して、同中学校区を構成する福生第五小学校、福生第七小学校、福生第三中学校の3校は、児童・生徒が朝、校門に立ち、登校する児童・生徒や町の人に明るく挨拶をする「七五三挨拶運動」に取り組み、現在も継続して行っている。

また、同じく平成25年度に、市教育委員会は、市内小・中学校の代表教員による「小中一貫教育推進委員会」を立ち上げるなど、小中一貫教育の推進に向けた取組を進めてきた。

令和4年度現在、これらの取組からおおよそ10年の月日が経過した。各小・中学校の教員が、授業実践等を通して研鑽を深める場である「福生市立学校教育研究会」では、小・中学校の教員が相互の授業を参観し、よりよい授業にするための協議が学校種別を超えて行うなど、小中一貫教育に向けた取組が一層充実してきている。しかし、各学校が編成する教育課程や校長の学校経営方針には、小中連携教育の視点は位置付けられているが、9年間を通じた一貫した教育課程の編成とはなっていない。つまり、各中学校区の小・中学校で、小中連携教育は行われているものの、小中一貫教育とまで言えない現状にある。

2 小中一貫校の概要

(1) 法令上の位置付け

ア 小中一貫校が法令に位置付けられるまでの経緯

小中一貫教育は、平成12年、教育上の課題を解決するために特別の教育課程

を編成して研究開発を行う文部科学省の指定制度「研究開発学校」を活用した広島県呉市の取組が最初である。当該地区における解決すべき教育上の課題は、「学力と社会性の育成」、「中1ギャップの解消」、「自尊感情の向上」の3点である。その後、特別区域研究開発学校の制度を活用し、東京都品川区や三鷹市が小中一貫教育を展開し、その後、全国に広がっていった。平成22年度には、近隣の武蔵村山市でも、多摩地区初の施設完全一体型小中一貫校が開校している。

教育の内容が変わる際には、法令の整備が先に行われること通常であるが、小中一貫教育については、研究開発学校における取組が全国的に広まり、実践した自治体から多くの成果が報告されたことから、実践の後に法整備がされた珍しいケースとなる。学校教育法が改正されたのは、広島県呉市の実践が始まった年から16年後の平成28年であった。平成28年4月、改正学校教育法が施行され、第1条の学校の範囲に、新たに義務教育学校が加わった。

イ 小中一貫型小中学校と義務教育学校

小中一貫校には、大きく分けて二つあり、一つは、「小中一貫型小学校、中学校」、もう一つは「義務教育学校」である。「小中一貫型小中学校」は、小中一貫教育を行う学校ではあるが、法令上は小学校と中学校、別々の学校である。「義務教育学校」は、小学校や中学校とは異なる、9年制の一つの学校である。

学校教育法の第1条で定められている学校については、福生市立学校設置条例で定められており、各小・中学校の名称と位置が明記されている。仮に、小学校と中学校が一つとなる「義務教育学校」を設置する場合には、同設置条例に、新たに義務教育学校を加えるなどの条例改正を行う必要性が生じる。

小中一貫型小中学校と義務教育学校の違いは、表6のとおりである。

まず、条例上の位置付けは、小中一貫型小中学校は、小中一貫教育を行っている小学校と中学校、義務教育学校は一つの学校である。

次に、修業年限であるが、小中一貫型小中学校は、小学校6年、中学校3年でそれぞれの学校の卒業を迎えるが、義務教育学校は前期課程6年、後期課程3年、合わせて9年で卒業となる。つまり、義務教育学校の前期課程が修了しても、卒業という考え方ではなく、あくまで、前期課程の修了という考え方になる。

次に、教員組織であるが、小中一貫型小中学校は、各小中学校に校長が1名ずつ、それぞれの学校に教職員組織が存在する。一方、義務教育学校は、一つの学校となるため、小学校や中学校にそれぞれ校長がいるわけではなく、全体で一人となる。八王子市に義務教育学校があるが、校長1名、副校長3名、その他の教職員は他の小・中学校と同様の基準で配置されているとのことである。

具体的には、小学校と中学校が合わさっているという考え方の下、定数に基づいて教員が配置されているため、一つの学校であるものの、養護教諭は2名

配置されているとのことである。なお、小中一貫型小中学校であっても、任命権者との協議の結果、義務教育学校と同様の教職員組織になっている特例も一部ある。

次に、教員免許であるが、小中一貫型小中学校では、小学校、中学校それぞれの免許を有している教員が配置される。一方、義務教育学校では、全ての教員が小・中学校両方の免許状を有する教員が配置される。しかし、両免許状を有する教員の配置は、早急を実現することは難しいことから、当面は経過措置として、それぞれの免許を有する教員を配置する対応となっている。

最後に、教員の公募である。教員公募とは、教員のこれまでの異動地区数や勤務年数等、一定の基準を満たしている場合、募集をかけている地区への異動を自ら希望することができる制度である。義務教育学校は、義務教育学校の独自の公募制度があり、小中一貫校で力を発揮することを希望する前向きな教員を募ることが可能となる。

	小中一貫型小中学校	義務教育学校
条例上の位置付け	小学校と中学校	義務教育学校
修業年限	小学校6年(卒業) 中学校3年(卒業)	義務教育学校9年 (前期課程6年+後期課程3年)
教員組織	各小・中学校に 校長各1名 それぞれの小・中学校に教職員組織	義務教育学校に 校長1名 義務教育学校で一つの教職員組織
教員免許	各校種の免許を有する教員※ 小学校(小学校教員免許状) 中学校(中学校教員免許状)	小・中学校両免許状を有する教員 (当面は経過措置)
教員公募	① 小・中学校教員公募 ② コミュニティ・スクール公募 ③ 特別支援学級等教員公募	① 小・中学校教員公募 ② コミュニティ・スクール公募 ③ 特別支援学級等教員公募 ④ 義務教育学校教員公募

※兼務発令により両校種間の指導が可能

表6 小中一貫型小中学校と義務教育学校の比較

(2) 施設形態による分類

小中一貫校の施設形態には、以下の3つがある。

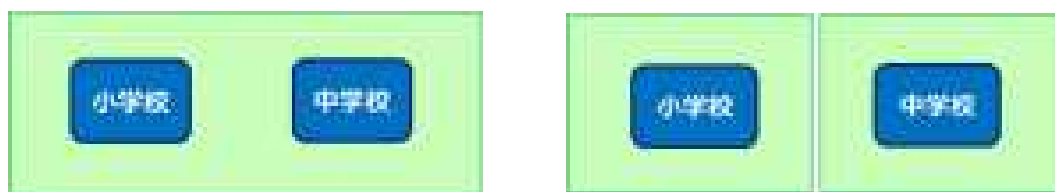
ア 施設一体型小中一貫校

同じ敷地で、校舎が一体化している。



イ 施設隣接型小中一貫校

同じ敷地だが、校舎が離れている。または、敷地が隣接している。



ウ 施設分離型小中一貫校

敷地が離れている。



表7は、令和3年度学校基本調査を基に作成した、全国の公立学校における小中一貫校の施設形態別の数である。カッコ内の数字は、東京都の小中一貫校の施設形態を示している。施設形態による分類は、小中一貫型小中学校と義務教育学校の違いとは独立していることから、表7のとおり、全国的には、施設一体型の小中一貫型小中学校もあれば、施設分離型の義務教育学校も存在する。

小中一貫型小中学校の場合は、施設分離型が多く、義務教育学校の場合は、施設一体型が圧倒的に多いという実態がある。

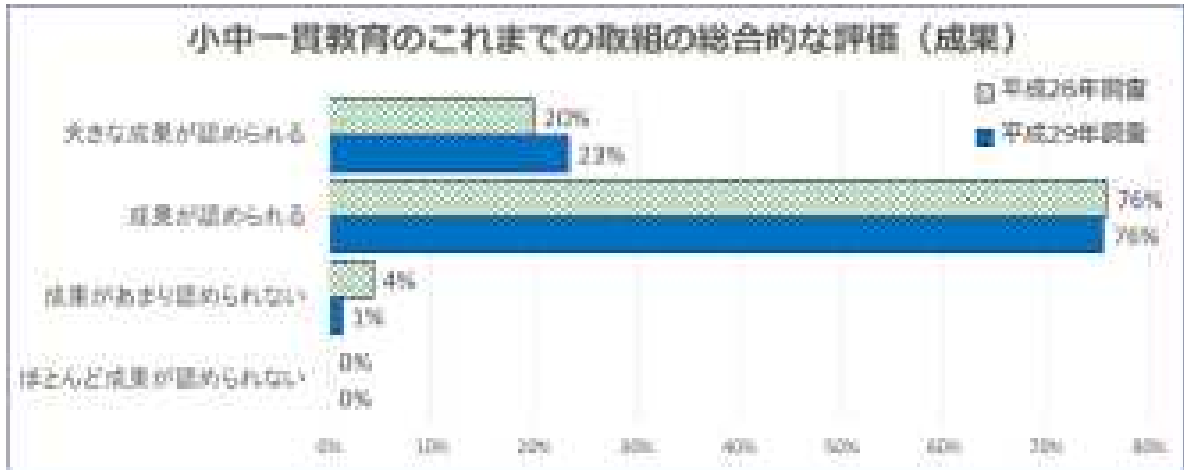
	小中一貫型小・中学校		義務教育学校
	小学校	中学校	
施設一体型	123 (7)	122 (7)	132 (8)
施設隣接型	42 (1)	42 (1)	3 (0)
施設分離型	730 (17)	352 (9)	8 (0)

表7 全国の公立学校における小中一貫校の施設形態

(3) 先行実践地区における成果や課題について

ア 成果について

文部科学省が実施した「小中一貫教育の導入状況調査」における平成29年度の結果によると、グラフ5のとおり、回答した自治体の99%が、「大きな成果が認められる。」あるいは「成果が認められる。」と回答している。



小中一貫教育の導入状況調査(文部科学省)の結果より抜粋
 グラフ5 小中一貫教育のこれまでの取組の総合的な評価（成果）

次に、成果の内容についてである。

学習指導等については、「学習規律・生活規律の定着が進んだ。」、「学習習慣の定着が進んだ。」、「学習意欲が向上した。」と回答している実践自治体が多いことが分かる。



小中一貫教育の導入状況調査(文部科学省)の結果より抜粋
 グラフ6 小中一貫教育の成果（学習指導等）

生活指導等については、「中学校への進学に不安を感じる児童が減少した。」、「いわゆる『中1ギャップ』が緩和された。」といった、小学校から中学校への進学に係る課題の解決と、「上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった。」、「下級生に上級生に対する憧れの気持ちが強まった。」といった、異年齢

集団の中で生まれる相互効果について、肯定的な回答をしている実践自治体が多いことが分かる。



小中一貫教育の導入状況調査(文部科学省)の結果より抜粋

グラフ7 小中一貫教育の成果(生活指導等)



小中一貫教育の導入状況調査(文部科学省)の結果より抜粋

グラフ8 小中一貫教育の成果(教職員の協働等)

教職員の協働等については、「小中学校共通で実践する取組が増えた。」「小中学校の教職員間で互いの良さを取り入れる意識が高まった。」など、小・中学

校の異なる文化の中で、教職員が相互の良さを取り入れたり、指導に関する資質・能力や意欲の向上が見られたりしたとの回答が多く見られる。

また、上位の6項目については、全て9割以上の実践自治体で実感していると回答している点が特徴的である。

その他、学校運営等については、「地域との協働関係が強化された。」、「保護者の学校への満足度が高まった。」、「同一中学校区内の小中学校間の取組の差が解消につながった。」等の回答が多いことが分かる。



小中一貫教育の導入状況調査(文部科学省)の結果より抜粋

グラフ9 小中一貫教育の成果(その他、学校運営等)

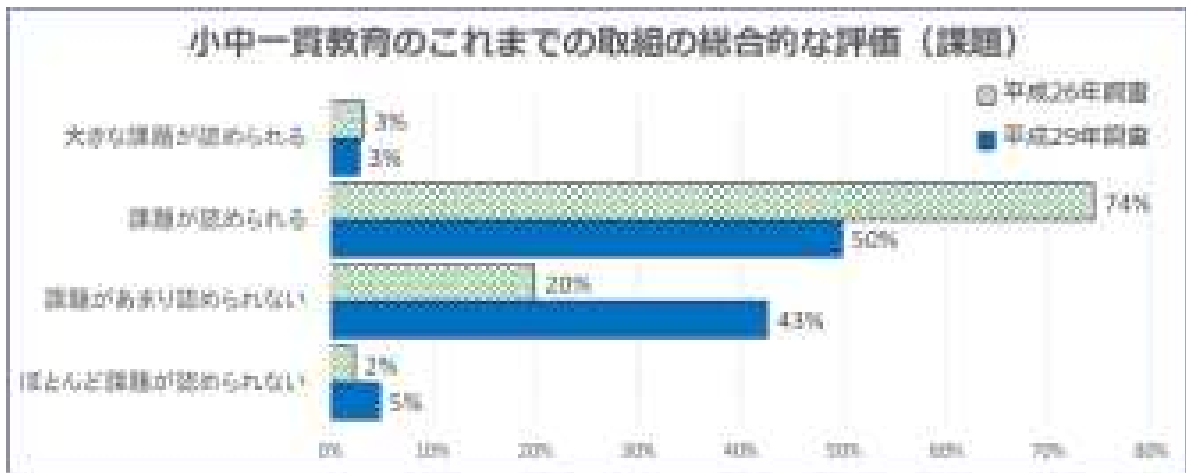
イ 課題について

文部科学省が実施した「小中一貫教育の導入状況調査」における平成29年度の結果によると、グラフ10のとおり、「大きな課題が認められる。」と回答した自治体が3%、「課題が認められる。」と回答した自治体が50%であった。回答した自治体の半数以上が、小中一貫教育を実践する中で、課題が認められると回答している。

次に、課題の内容についてである。

学習指導・生活指導等については、「9年間の系統性に配慮した指導計画の作成・教材の開発」、「年間行事予定の調整・共通化」、「時間割や日課表の工夫」等、教職員の職務に関する内容を挙げている実践自治体が多いことが分かる。また、「児童・生徒間の交流を図る際の移動手段・移動方法の確保」が挙げられており、学校間の移動を指していることから、施設分離型小中一貫校において、

小中合同の取組や行事を行う場合に生じる課題であると考えられる。



小中一貫教育の導入状況調査(文部科学省)の結果より抜粋

グラフ 10 小中一貫教育のこれまでの取組の総合的な評価（課題）



小中一貫教育の導入状況調査(文部科学省)の結果より抜粋

グラフ 11 小中一貫教育の課題（学習指導・生活指導等）

教職員の負担等については、「小中の教職員間での打ち合わせ時間の確保」、「教職員の負担感・多忙間の解消」、「小中合同の研修時間の確保」等、教育の内容ではなく、時間の確保や教職員の働き方に関する内容が多く挙げられている。

小学校と中学校は異なる文化が多く存在する。授業の1単位時間は、学校教育法施行規則に定められているとおり、小学校が45分、中学校が50分である。また、小学校の多くは、2時間目と3時間目の間に、中休みと称する長めの休

み時間が設けられ、児童がその時間に外で遊ぶことが多くあるが、中学校にはそのような休み時間は存在しない。

小学校では、全ての児童が同じ時間に清掃をすることが多いが、中学校は当番活動の一つとして、一部の生徒が清掃することが多い。さらに、中学校には部活動があるが、東京都の小学校には、部活動がない学校が多い。そのため、小学校では、教職員が夕方に打ち合わせるための時間を設定することができるが、中学校では、夕方に人を集めること自体が困難である。

このように小学校と中学校には、大きく異なる文化が存在するにもかかわらず、その間で調整を図ることから、時間の確保が特に大きな課題となるのは、容易に想像できることである。



小中一貫教育の導入状況調査(文部科学省)の結果より抜粋
 グラフ 12 小中一貫教育の課題(教職員の負担等)

3 小中一貫校の必要性や期待

(1) 学校を核とした地域コミュニティの創生

福生市では、全ての小・中学校がコミュニティ・スクールの指定を受け、地域との連携を密にしながら、特色ある取組が行われている。コミュニティ・スクール委員会が主体となって取り組まれている様々な行事等は、その地域に住む児童・生徒の学びや育ちに大きく寄与している。

また、地域住民にとっては、小・中学校に行き、在籍する児童・生徒とかわることで、児童・生徒の学校教育や社会教育の一端を担うことで、地域社会に貢献している実感を得るなどのメリットがある。

学校が家庭や地域社会と連携や協働を深め、コミュニティ・スクール委員会等

とともに様々な取組を行うことは、児童・生徒と保護者、高齢者を含めた地域の大人たちなど、世代を越えた交流を生み出し、学校を核とした地域コミュニティの創生につながるものと考えている。また、このことは、「福生市教育振興基本計画第2次」の基本方針4「地域社会総がかりでの教育の推進」、地域の子どもの地域一丸となって育てるという、福生市の教育が目指す方向性とも一致する。

小・中学校の学区が町会ベースになっていることや、中学校の通学区域が各小学校区域の集合体となっていることなどの特徴を利点として生かし、現在の中学校区を基盤とした新たな小中一貫校の中で、地域コミュニティの活性化が図られることを期待する。

なお、学校施設の建て替えを行う際には、例えば、福祉施設や社会教育施設と施設一体型小中一貫校を合わせた複合施設を建設するなど、福生市が目指すまちづくりと教育が、未来へ向かう車の両輪になるような公共施設の複合化・集約化を検討されることが望ましい。

〔委員の意見〕

福生の小中一貫校が分離型でスタートする施策であるならば、少なくともまず一つの中学校区において将来施設一体型を企画設定することにより、学校が地域の拠点となり、福生の目指す、地域総がかりの教育につながると思います。

ぜひ施設一体型への思いを共有して、福生市内の小・中学校が築後50年以上の経過年数となっている状況から、今後の小・中学校の建設、再配置と、今回検討している小中一貫校の施策をマッチングできたらと強く思います。

〔委員の意見〕

学校を核に地域とともに学べる施設、こういうことを考えています。ですので、理想的には、そういった学校ができればいいなと思っています。それから、町会・自治会などの地域防災の考え方を加味した考えも必要かなと思っています。ですので、これも先ほどの小林先生の言葉を借りるならば、「観念の罫」から脱却する意味では、福生市の都市計画、まちづくりの大胆な発想の転換、こういったことも視野に入れていただければと思っています。

〔委員の意見〕

理想を考えるとやはり、これは私のほうの理解ですが、まずは分離型で始めて、そういった条件をそろえてマッチングすれば小中一体型に合併。さらにそこには、地域のことを考えて、例えば地域会館などのいろいろな複合施設、他の市町村が行っているような、そのようなものにいったらいいなというふうに個人的には今のところ考えています。

〔委員の意見〕

子どものためと言っているながら、実は地域のためにすごくなっています。子どもから教えられることはたくさんありますし、あるいは、元気をいただくということを考えると、地域が学校で活動できるのはとてもありがたいと思っています。

(2) 異年齢交流を通じた相互効果

福生市の現状として、児童・生徒数が減少していること、関連して適正な学級数を維持することが困難な学校が増加することが予想される。学校の規模が小さくなることで、共に過ごす児童・生徒数が少なくなるため、多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れる機会が減少するとともに、実施できる教育活動の内容や効果に制約が生じることが考えられる。

現行の学習指導要領には、これからの学校に求められることとして、「一人一人の児童・生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすること」と明記されている。これらの資質・能力の育成には、学校教育を含めた児童・生徒を取り巻く環境の中で、一人でも多くの人々と触れ合い、多様な価値観に触れることが大切であると考えられる。

また、「小中一貫教育の導入状況調査（文部科学省）」の結果によると、「上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった。」「下級生に上級生に対する憧れの気持ちが強まった。」といった、異年齢集団の中で生まれる相互効果を成果として挙げている自治体が多く見られる。

例えば、施設一体型の小中一貫校が実現するなどして、小学校第1学年から中学校第3学年が、一つの校舎の中でともに生活することができれば、小学生は、「中学生はすごいなあ。」「あんな中学生になりたい。」という中学生に対する尊敬の念を抱き、一方の中学生は、「小学生から頼られているから一生懸命やりたい。」「小学生が喜んでくれるから達成感がある。」といったやりがいを感じることで、自尊感情や自己有用感の醸成につながることを期待される。

【委員の意見】

異年齢の活動を通して、上の学年の子どもたちは、下の学年の子どもたちに説明したり、下の学年の子どもたちをリードしたりすることで達成感や自信を付けていくことになるでしょうし、また、思いやりの心の醸成にもつながっていくと思っています。また、下の学年の子どもたちは、上の学年の子どもたちに対して憧れを抱いたり、モデルとしようとしたりするのではないかと考えました。

【委員の意見】

本校もそうですけれども、今は各学年のクラスが一つか二つという形になっています。子どもたちの関係性が固定化された状態で進んでいるようなところがあって、それがとてもいい部分ももちろんありますが、それが大きな課題になるなと思うところももちろんあります。

それで、今の人口の増加・減少の傾向を見ていった時に、最終的に減ってってしまうなどということであるならば、学校の規模が小さくなってってしまうのは、子どもたちにとって、多くの人と関わり、いろいろな経験を積んでいく場としてはもったいないように思っています。

【委員の意見】

中学生の姿を見て、小学生があんな中学生になりたいという憧れをもてます。あんな大人になりたいというのは、小学生からすると非常に遠い未来のことになってしまいますので、やはり少しずつステップアップしていく感じでモデルになる人に出会うことができることは大事ではないかと思えます。

【委員の意見】

私は、理想の学校をつくるということで、今すぐということではなくて、先という点から少し自分が考えていることなのですが、やはり子どもたちの学び、人格の形成の上では、最終的にどうか、理想としては一貫という形がいいのかなと思っています。

今、小学校の中では、小学校として異年齢の縦割り班活動などを行っていますけれども、その効果は本当にあります。それがやはり9年間などになるとさらに広がっていくでしょうし、そういったところで、人格形成上も、小中一貫、9年間の連続した学びというのは効果が期待できるのではないかと感じています。

【委員の意見】

小学校の学年で1クラスしかない学校があります。少数になってしまっているからですが、クラス替えがしづらい。この改善はすごく必要になってくると思います。クラス替えができるということは、ある意味では社会性を持たせるということも加味してくるので、一つの社会で生きていくことのステップ、これを踏ませるためにも、社会性を持った新しい学園、それから、地域と一体となって教育ができる学園、本当の意味でのコミュニティ・スクール、こういうところで社会性が持たれるのがすごく重要なかと思っています。

(3) 切れ目のない支援の充実

小中一貫教育のメリットの一つとして、義務教育9年間で目指す具体的な生徒像に向け、系統的な指導を行えることが挙げられる。一人一人の児童・生徒に対して、校種や学年による隔たりをつくることなく、個に応じた適切な支援を行うことが可能となると考える。

それは、特別な支援が必要な児童・生徒への支援も例外ではない。これまでも行われてきた通常の学級と特別支援教室との連携、通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習の推進に加え、校種や学年の系統性を重視した切れ目のない支援が可能となる。まさに、障害の有無によらないインクルーシブ教育システムとしての横のつながりと、義務教育9年間の系統性を重視した切れ目のない支援としての縦のつながりが折り重なり、全ての児童・生徒の自己実現に向けた教育の充実が期待できる。

また、学力に不安を抱え、小学校段階のつまずきの解消のために、中学生に対して、小・中学校の教員が協力して学習支援に入るなど、小中一貫校だからこそできる支援を講じることも可能となり、誰一人取り残さない学校教育の実現が期

待される。

〔委員の意見〕

誰一人取り残さないために、例えば中学校に入っても、小学校の積み上がりがなくて、つまづいているお子さんたちがいるとしたら、小学校の教員が手だてを施してその子どもたちを支援するという連携の在り方も考えられるのではないかと思います。中学校で、もう一度小学校の学習を行っていくことによって、積み残していることをしっかりと身に付けていけるのではないかと考えております。

〔委員の意見〕

様々な問題があるとは思いますが、一人一人に寄り添うことで、外国籍の方であっても、学びを止めることなく学校生活が送れるようになればいいなということが一番感じています。

〔委員の意見〕

子ども、それから大人を含めて、困った時に「困った」というSOSを発信できる場所がやはり必要なだろうと思います。そのとき、学校のような場所が軸になることで、そういったSOSを受け止めることができる。そして、困っている子どもを必要なところにきちんと支援先につなげていくことで、自分が困った時には頼れる人がいる、「頼っていいんだ」、ということが分かると思います。そうしたことで、お互いに支え合い、たくましく生きていこうとする力が育っていくのではないかな、というふうに考えているので、学校がそんな拠点になると良いなと願っております。

4 小中一貫校への不安や課題、解決の手だて

(1) 人間関係・進路選択

小中一貫校として、9年間のつながりの中で系統的な教育が実現できることで、校種によるギャップを解消することが可能となるなど、様々なメリットが考えられる。その一方で、当該学年を構成する児童・生徒は、9年間同じであり、人間関係の固定化や修復という視点から、リセットが難しいというデメリットも考えられる。児童・生徒の中には、9年間同じ校舎で過ごすことが精神的に苦痛となる人間関係が構築されてしまうことも十分予想される。

また、進路選択という視点において、人間関係を含めて、自分自身が小学校6年間でうまくいかなかったという思いをもっていた場合に、中学校入学を機にリスタートをしようとする児童もいることが予想される。

「誰一人取り残さない教育」の実現という視点から、小中一貫校を導入することによって、苦しいあるいは辛い思いをする児童・生徒が生じることがないように、救うことができるシステムの構築が求められる。

〔委員の意見〕

小学校1年生から6年生まで上がった子で、あと3年間は少しこの集団の中ではという、少数ではありますが、どうしてもそういうお子さんも出てきます。そういった場合に、少し違うリセットする機会を与えてあげられるような仕組みがあつていいのではないかと思います。

〔委員の意見〕

やはりずっと一緒というのは、うまくいっている時は本当にいいと思います。みんながそのクラスの中でうまくみんなと一緒にできる子と、やはり、少しつまづいてしまう子とか、いろいろある中だと、答えになっていないかもしれないかもしれませんが、やはり少しリセット感というのは、先日の会議も出ささせていただいて、そういう気持ちはやはり子どもの中にあるかなというのは感じているところではあります。

〔委員の意見〕

小中一貫校となった場合に、6年生の時に卒業式が存在しないのではないかということです。6年生で卒業という区切りを付けて、自分から巣立つこと。そして、次の中学校に行つて緊張感を味わうことは、これから社会を生きていく上ではとても重要なことではないかと思うのです。全てのことを大人がフラットにしてあげて、楽に登れるようにしてあげることが、果たして子どもたちに生きる力を付けることになるのかと考えてしまうという話が出ました。

〔委員の意見〕

中学校への入学を、小学校時代の自分の課題をリセットする機会にしてきた子どもを見てきました。そうした意味では、施設一体型よりも、今、本市で進めているような分離型の方が、環境の変化があつて、新しい気持ちで中学校生活をスタートすることができるのではないかと思います。

(2) 教職員の負担

小中一貫校としての取組を充実させることは、児童・生徒にとって様々な効果が得られる一方で、共通理解を図るための会議の設定や異年齢交流を図るための行事の設定、その準備等、教職員の負担が増加することが懸念される。

また、分離型小中一貫校となった場合、小・中学校合同の行事等を行う場合には、児童・生徒を引率して教職員が移動しなければならないため、物理的な負担も増加することが予想される。

児童・生徒にどのような効果があるとしても、教職員に過度な負担が生じる取組は、最終的に日々の教育活動に影響を及ぼし、児童・生徒にとってデメリットとなってしまうことは言うまでもない。

小中一貫校としての教育課程を編成するにあたり、教職員に過度な負担が生じないかを十分に検討したうえで、取組の内容を精査するとともに、オンラインやオンデマンド、対面での情報交換やデータの共有等、内容に応じた合理的な研修、打ち合わせ等の方法を講じられたい。

〔委員の意見〕

分離型でいけば、連携なり一貫の中で学校間を行き来する時間を考えると、相当先生方の負担が増えると思います。そうすると、今世の中で求められている働き方改革という点では、ダウンしている、低下してしまうような環境になる可能性があります。ただし、希望としては、小・中学校の教職員全体の意識が、同じ地域の子どもたちを共に育てていくという一体感が生まれれば、小中一貫校を導入した効果、意味がありますが、そこまでの過程が大変だなと実感としては感じます。

〔委員の意見〕

小中一貫を進めるに当たっては、小中の教員の共通理解というのは、私は必須だと思っています。これまでも交流会という形で年に何回か行って、これが一定の成果が私はあると思っています。現在の交流会を発展させて、回数等も見ながらということが必要だと思います。ただ、現状のままですと共通理解を図るというまで充実させていくには限界があるかなと思うので、今よりも一歩進んだ形で行う。けれども負担は過重にならないようにしていくという工夫が必要です。そこを、どういった間隔で行って、時間設定も行っていくのか。例えば、対面で行う回数をどうするのか、または、オンラインで行う回数をどうするのか。いろいろと組み合わせていながら行っていくことが必要かなと思います。

(3) 保護者、地域との共有

小中一貫校については、本検討委員会の中で法令上の位置付けや先行地区における成果や課題等の説明が事務局から行われた。そのため、本検討委員会委員は、小中一貫校に対するある程度のイメージを共有することができた。

しかし、保護者をはじめとした地域の住民にとっては、「小中一貫校」という言葉でイメージする内容は様々であり、本検討委員会で検討している内容を超え、市民の間で様々な憶測を生じさせることが予想される。

特に、地域の中にある学校が今後どのように変わるのか、小中一貫校になることで、具体的に教育の何が変わるのか、小中一貫校になることで何ができるようになり、何ができなくなるのか等、学校を支えている地域住民や学齢期の子どもを育てている保護者、今後、就学を予定している子供の保護者等に対して、具体的かつ丁寧な説明が必要である。

〔委員の意見〕

小中一貫と聞いた時に、保護者は、実際に何が変わるのかなというのがたぶん根本にはあると思います。私が小中一貫などということを職員などに言っても、私も最初そうでしたが、小中一貫というもののイメージが漠然としてしまっただけで、小中一貫というと、やはり私立の、同じ校舎でしょ？というようなイメージがもしかしたら強く付いているのかなと。私もそう思っていましたし、公立でどういうふうに小中一貫校って成り立つのかなというところから始まってこの会に出させていただいてすごく勉強させていただいて、なんとなくのイメージは浮かんできました。

〔委員の意見〕

地域でも、喜ぶ方と戸惑う方、やはり何が違うのだろうと、たぶんそこを疑問に思うので、先ほど他の委員が言われたように、すごく父兄の温度差がある中で、そこでどういうふうに情報発信していくのかなというのが難しいだろうなと思っています。

(4) 学区域の整理

町会・自治会をベースとし、中学校区ごとに小学校区を包含している本市の学区域は、小中一貫校を導入するにあたり、大きなメリットである。その一方で、在籍校ではない学校の付近を通して在籍校に通う児童・生徒がいるなど、通学距離に関する課題が生じている現状がある。

町会・自治会を基盤とした現在の学区域を大きく変えることなく、例えば、施設一体型小中一貫校を新たに設置するなど、公共施設の建て替えを行うタイミングに、改めて本課題への対応を検討する必要がある。

〔委員の意見〕

一小に行く子が六小の前を通過して行くという事態がもうずっと続いていて、本当にそれでいいのだろうか。それが、二中学区として行った時に一番ベストなチョイスができるようにしていくことも、こういう機会にとっても大事になってくるのではないかなという感じがしています。そういうきっかけ作りとして、まずはやはり学区域の整理もしていかなければいけないかなと。

〔委員の意見〕

どれほど頑張っても、公平的というか均等的に割り振ることは不可能だと思いますが、そのベースにあるのは、やはり地域の町会や、元々形態としてあった学区域というのが基本になると思います。地域感情として、やはり、あの小学校しかないや、こちらの小学校には行きたくないなどというのは、目の前を通ろうが通らまいが関係ないところがあったりなどということも地域感情としてはあると思いますが、長い目で見たら、そういうことも是正しながらどういうふうにしたらいのかというところは検討しなければいけないのだろうなと思います。

〔委員の意見〕

私はむしろ中学を4校にしてもいいかなと思っています。三つの中学校ということがどうしても頭から離れないと、少し違うかなというふうには頭の中では考えています。非常識と思われるかもしれないけれども、中学校を一つ増やして、そこに一体型の一つの学校をつくるという考え方でいくと、小学校区というよりは、中学校区で四つの中学ということもありかなというふうには思っています。少しそのところはまたこれから皆さんで議論をしていただきたいと思いますが、私は少しそのような大胆なことも考えています。

5 今後の本市における小中一貫教育、小中一貫校について

本市における小中一貫教育は、本章第1項で述べた通り、各中学校区の小・中学校で小中連携教育は行われているものの、小中一貫教育とまでは言えない現状にある。今後、本市において、小中連携教育の内容が小中一貫教育へと一層充実が図られることで、本章第3項で述べた「学校を核とした地域コミュニティの創生」、「異年齢交流を通じた相互効果」、「切れ目のない支援の充実」が実現するものと考えている。特に、本市の児童・生徒にとって、大きな教育効果が得られるものと考えている。

本検討委員会としては、本市全体の公共施設の複合化・集約化の際に、様々な可能性を考慮しながら、中・長期的視点で、施設一体型小中一貫校の導入を期待したい。加えて、その施設一体型小中一貫校が、一つの学校教育施設にとどまることなく、社会教育、福祉、防災等、市民生活の拠点となるような視点で、公共施設マネジメント課と教育委員会が十分な連携を図って検討を進めていただきたい。

また、本市の子どもたちを就学前から義務教育終了まで、地域が一体となって育てていくという視点から、学校施設というハード面の整備を待つことなく、小中連携教育から小中一貫教育への実質的な転換が必要だと考える。

中・長期的な展望も含めて、今後、教育委員会や各小・中学校がやるべき事項については、次の章で述べることにする。

〔委員の意見〕

防災の観点から考えた時に、現在の建物は大変危険だなというふうには心配をしているところはあります。特に本校の場合には、多摩川が近いということで洪水や水害の心配を持っているところでもありますので、万が一そのようなことになった時に、学校が地域の人たちの避難所にもなれるような、それに耐え得るような形にしておくというのは全体にとってもいいことかなというふうにイメージすると、それに合わせた形で、建物自体、施設自体を建て替えて、変な話、1階に水が入ってしまったとしても、そこは埋まってしまっても大丈夫なところという変ですが、そういうような状態になっていて、それから上のところに地域の方たちが避難してきても、そこで避難生活をしばらく送ることができるなどというようなこともイメージしなければいけないのかなと考えています。

〔委員の意見〕

施設一体型への思いを共有して、福生市内の小・中学校が築後 50 年以上の経過年数となっている状況から、今後の小・中学校の建設、再配置と、今回検討している小中一貫校の施策をマッチングできたらと強く思います。

〔委員の意見〕

小学校の学年で 1 クラスしかない学校があります。少数になってしまっているからですが、クラス替えがしづらい。この改善はすごく必要になってくると思います。クラス替えができるということは、ある意味では社会性を持たせるということも加味してくるので、そういった、一つの社会で生きていくことのステップ、これを踏ませるためにも、社会性を持った新しい学園、それから、地域と一体となって教育ができる学園、本当の意味でのコミュニティ・スクール、こういうところで社会性が持たれるのがすごく重要ななと思っています。学校を減らすという考えではなくて、そういった新しい学校を、学園をつくるというポジティブな考えでいったらいいのかなと思っています。

福生市立学校は、公共施設の複合化・集約化及び学校施設の建て替えを機に、施設一体型小中一貫校となり、かつ、福祉施設や社会教育施設が合わさった複合施設として地域の拠点となることが期待される。

そして、新たな学校施設が構想されることを待つことなく、現在の中学校区において小中一貫教育を推進することで、地域とともにその基盤を作っていくことが望ましいと考える。

その具現化を図るためには、明確なビジョンと具体的な計画を欠かすことはできない。

そこで、将来的な施設一体型小中一貫校及び現在の中学校区における小中一貫教育を実現するために、市教育委員会と各学校が、それぞれやるべきことについて、以下に述べることとする。

小中一貫校への 11 のステップ		
	教育委員会が取り組むべき 6 つのこと	各学校が取り組むべき 5 つのこと
1	「福生市立小中一貫校基本計画」を作成すること	「中学校区で目指す義務教育修了段階の具体的な子供の姿」を地域と協力して検討すること
2	「福生市が目指す義務教育修了段階の具体的な子どもの姿」を示すこと	「義務教育修了段階の具体的な子供の姿」を教育課程に明記すること
3	小中一貫教育を通して育成する重点項目を明確にし、体系化すること	中学校区ごとの系統性を考慮した教育課程を編成すること
4	小中一貫校におけるコミュニティ・スクール委員会の在り方を示すこと	中学校区の連携を意識したコミュニティ・スクールの在り方を検討すること
5	小中一貫校に関する情報を保護者・地域へ積極的に提供すること	中学校区の教員が相互に研鑽を深められる機会を設定すること
6	小中一貫教育の充実に向けた教員対象の研修を企画・実施すること	

1 教育委員会がやるべきこと

(1)「福生市立小中一貫校基本計画」を作成すること

本検討委員会の意見を踏まえ、具体的にどのような施策を展開していくのかについては、市教育委員会が決定することである。

そこで、具体的に小中一貫教育を推進していくうえで、将来的に小中一貫校を導入していくということであれば、施設形態を含めた将来的なビジョンや具現化に向けた様々な施策、タイムスケジュールやその他必要な事項等を整理し、誰もが分かるように視覚化する必要があると考える。

については、その基本となる計画という位置付けとなる「福生市立小中一貫校基本計画」を作成し、各小・中学校や保護者、地域住民に周知することを求める。

〔委員の意見〕

諸般のいろいろな条件の組み合わせで分離型でいくのだとするならば、タイムテーブルを作って、行程表を作って、これから向こう10年間、あるいは15年間はこれでいこうと。こういう条件が整った時には、公共設備の見直しと学校の老朽化も含めて総合的に、一体型、あるいは、その周辺に集まるという形のものも選択肢として見えてくるのかなという気がしてなりません。

(2)「福生市が目指す義務教育修了段階の具体的な子どもの姿」を示すこと

小中一貫教育とは、「小・中学校が育てたい児童・生徒像を共有し、9年間を通じて一貫した教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」※²である。小中一貫教育を行う小・中学校相互で、育てたい児童・生徒像を共有するためには、根幹となる「福生市が目指す義務教育修了段階の具体的な子どもの姿」が必要となる。福生市の教育を一つの方向に推進していくために、「福生市が目指す義務教育修了段階の具体的な子どもの姿」を明確に示すことを求める。

〔委員の意見〕

私はやはり、小中一貫教育には、連続性のある一貫した指導というのを期待したいと思っています。子どもたちはこれからの社会を担う人材となるべき存在です。成人年齢も18歳に引き下げられまして、子どもたちが社会の形成者として社会のことを知り、自ら関わっていこうとする力を培っていくことが非常に重要であると思っています。そして、そういったことを踏まえると、豊かな心の醸成ということも大切ですし、義務教育が修了した時点で子どもたちにどのような力が身に付いているのかということや、子どもたちの姿を市として明示していく必要性もあると思っています。

※2 文部科学省「学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議」報告

「小中一貫教育に適した学校施設の在り方について」より抜粋（再掲）

(3) 小中一貫教育を通して育成する重点項目を明確にし、体系化すること

本検討委員会の中では、小中一貫校となった場合の効果等について、委員から様々な視点から期待が述べられた。

(2) で述べた「福生市が目指す義務教育修了段階の具体的な子どもの姿」を具現化するために、児童・生徒が、9年間を通してどのような力を身に付ければよいのかを明確にし、重点項目として設定することが必要であると考えます。また、その重点項目を体系化し、各中学校区でどのように育成していくのかを検討しやすいよう、教科横断的なカリキュラムとして示されることが望ましい。

〔委員の意見〕

昔でいう、読み書きそろばんのような、読んで書く力をどうやって育てていくかということもこの小学校・中学校9年間の大事なテーマの一つになってくるのではないかという気がしております。

〔委員の意見〕

自尊感情や自己肯定感は日々の学習でも育てていくことができますが、やはり異年齢での学びや活動、交流の充実が有効であると考えています。その学びや活動、交流などは、いろいろな形があると思います。小学1年生から中学3年生までが一堂に会するようなことがあっても良いでしょうし、近い学年、それから、少し離れた学年で交流するなど、活動の内容や目的を鑑みて様々行えると考えています。

(4) 小中一貫校におけるコミュニティ・スクール委員会の在り方を示すこと

本市では、小・中学校10校全てがコミュニティ・スクールに指定されている。それにより、地域と一体となった特色ある取組が進められており、児童・生徒の健やかな成長に寄与している。

一方で、委員を依頼している地域の方々に、重なりが生じている現状については第1章でふれたとおりである。

今後、施設一体型あるいは施設分離型の小中一貫校となった場合に、10校それぞれ指定しているコミュニティ・スクールをどのように考えていくのか。合わせて、コミュニティ・スクール委員会委員に重なりが生じている課題をどのように解消していくのか。

教育委員会としてどのように方向性を考えているのか、ビジョンを明確に示すことを求める。

(5) 小中一貫校に関する情報を保護者・地域へ積極的に提供すること

小中一貫教育を推進することや小中一貫校を導入することで、地域の学校がどう変わるのか、何が変わるのか、何が変わらないのか等、地域住民や保護者等に具体的かつ丁寧な説明が必要であることは、第3章で述べたとおりである。

学校教育は、学校と保護者、地域が一体となって進めていくことが重要である。ゆえに、その目的や内容が保護者、地域に理解されなければ、その施策は児童・生徒のためにはならないことを意味すると考える。

保護者や地域が安心して協働できるよう、小中一貫校、小中一貫教育、関連する施策や上述した基本計画の内容等、様々な手段を講じて、繰り返し説明する場を設定することを求める。

〔委員の意見〕

不安に対して、「いやいや、やってみようよ、他の学校もやっているんだからさ」というふうな押し方ではなくて、一つ一つの意見をしっかりと丁寧に聞き入れて、それで解決していくことによって、1年たった後、3年たった後に、福生市はこういう方向に早めに進んで良かったねと言ってもらえるようなことを、みんなが覚悟してという言い方はあれかもしれませんが、覚悟をして進めていくしかない段階にきているのではないのかなど。

(6) 小中一貫教育の充実に向けた教員対象の研修を企画・実施すること

小中一貫教育を充実させるうえで欠かすことができないのが、教職員の理解である。教職員が校種を超え、児童・生徒の9年間の系統性を大切にした指導の必然性を理解することが、小中一貫教育を進めるうえでのスタートであると考えられる。

小中一貫教育の効果や具体的な取組、小・中学校相互の指導内容の理解、中学校校区ごとの課題の共有と解決方法の検討等、各小・中学校の教職員が、小中一貫教育について理解を深めることができる研修を企画し、実施することを求める。

なお、学校現場は、昨今、働き方改革が叫ばれる現状があることから、その実施方法や内容等については、十分に考慮されたい。

〔委員の意見〕

分離型で始めるにしても、小中一貫を進めるに当たっては、小中の教員の共通理解というのは、これは、私は必須だと思っています。これまでも交流会という形で年に何回か行って、これが一定の成果が私はあると思っています。

2 学校がやるべきこと

(1) 「中学校区で目指す義務教育修了段階の具体的な子供の姿」を地域と協力して検討すること

各小・中学校は、それぞれ特色ある教育活動を行っている。それは、それぞれの学校の児童・生徒の実態が異なるため、抱えている教育課題も異なることによると言える。そのため、中学校区では類似した教育課題を抱えているものの、他の中学校区とは異なる課題を有しているのが実態である。

また、教育課題は学校だけが抱えているものではなく、同時に、保護者や地域が抱えている課題であるとも言える。

については、市教育委員会が示す「福生市が目指す義務教育修了段階の具体的な子どもの姿」を基に、コミュニティ・スクール委員会等と協働し、「中学校区で目指す義務教育修了段階の具体的な子供の姿」を設定することを求める。

(2) 「義務教育修了段階の具体的な子供の姿」を教育課程に明記すること。

各学校では、教育課程に「学校の教育目標」、その教育目標を達成するための「基本方針」、その基本方針を踏まえた各教科等の「指導の重点」を定め、それに基づく全体計画や年間指導計画等の各種計画を作成、実施することで、1年間の教育活動を行っている。

(1)の「中学校区で目指す義務教育修了段階の具体的な子供の姿」は、各中学校区で具現化を目指す指標となることから、教育課程に位置付けられるべきものだと考える。

については、「中学校区で目指す義務教育修了段階の具体的な子供の姿」は、今後、教育課程の項目に起こし、その具現化に向けた教育課程を編成することを求める。

(3) 中学校区ごとの系統性を考慮した教育課程を編成すること

各小・中学校で編成する教育課程が、(2)で述べた「中学校区で目指す義務教育修了段階の具体的な子供の姿」の共通理解が図られているものの、具体的な教育活動等に系統性が見られないことが懸念される。それは、中学校区で教育課程の編成は、校長の責任と権限で行うべきものであることによる。

特色ある教育活動をそれぞれの小・中学校で編成することは大切であるが、その系統性を意識することは重要である。教務主任が中学校区ごと十分に連携するなどして、中学校区の教育課程の系統性を意識されたい。

(4) 中学校区の連携を意識したコミュニティ・スクール委員会の在り方を検討すること

コミュニティ・スクール委員会の役割の一つとして、「校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること」がある。校長が作成する学校経営方針や教育課程が、中学校区ごとの系統性を考慮して作成されることを踏まえると、各小・中学校のコミュニティ・スクール委員会も、中学校区単位で連携を意識した取組が進められることが望ましいと考える。

現在、コミュニティ・スクール委員会委員が中学校区で重複している現状があることを利点として捉え、例えば、これまで行っていた学校単位のコミュニティ・スクール委員会を中学校区で日程を調整し、合同会議を設定するなど、新たなコミュニティ・スクール委員会の在り方を検討されることを求める。

(5) 中学校区の教員が相互に研鑽を深められる機会を設定すること

本市では、既に、中学校区ごとに小中連携の取組が進められており、教職員の小中一体となった取組への意識も低くない現状がある。しかしながら、「中学校区で目指す義務教育修了段階の具体的な子供の姿」を実現していくという一つの目標に向かうチームの構成員として、相互に研鑽を深めていくことは極めて重要だと考える。

今後、人事異動等で新たな教員を毎年迎えることを踏まえ、業務の負担を考慮しつつ、中学校区ごとに小・中学校の教員が交流し、意識の向上や知識・技能の獲得、相互理解の深化が図られることを求める。

〔委員の意見〕

今の現状のままですと共通理解を図るといってまで充実させていくには限界があるかなと思うので、今よりも一歩進んだ形で行う。だけれども負担は過重にならないようにしていくという工夫が必要です。そこを、どういった間隔で行って、時間設定も行っていくのか。例えば、対面で行う回数をどうするのかや、または、オンラインで行う回数をどうするのか。いろいろと組み合わせていながら行っていくことが必要かなと思います。

令和における福生市立学校の在り方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 福生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、教育課題の解決や、学校教育に対する市民の思いや願いの実現という観点から、今後の福生市立学校の在り方等の検討を行うため、令和における福生市立学校の在り方検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検討委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 小中一貫校に関すること。
- (2) 学校教育におけるICTの活用に関すること。
- (3) 不登校対策に関すること。
- (4) コミュニティ・スクールの充実に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 市立小中学校の校長 10人以内
- (3) 市立小中学校のPTA関係者 1人
- (4) 福生市町会長協議会の代表者 1人
- (5) 福生市立学校学校運営協議会委員 3人以内
- (6) 市内の幼稚園長 1人
- (7) 市内の保育園長 1人
- (8) 福生市民生委員・児童委員協議会の代表者 1人
- (9) 市職員
- (10) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長2名を置く。

2 委員長は第3条第1号に掲げる者をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名した者をもって充てる。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(検討委員会)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に検討委員会への出席を依頼し、及び意見又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第7条 委員に対する謝礼の額は、予算の範囲内で別に定める基準に基づき支払うものとする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この要綱施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集し、かつ、会議の議長となる。

令和における福生市立学校の在り方検討委員会委員名簿

役職	氏名	所属等	要綱
委員長	宇田 剛	大妻女子大学教授 元東京都教育監	3(1)
委員	高瀬 智子	福生第一小学校長	3(2)
委員	湊 仁	福生第二小学校長	3(2)
委員	鈴木 智子	福生第三小学校長	3(2)
委員	南方 孝之	福生第四小学校長	3(2)
委員	泉田 巧人	福生第五小学校長	3(2)
委員	榎並 隆博	福生第六小学校統括校長	3(2)
委員	山岸 史子	福生第七小学校長	3(2)
委員	沼田 博明	福生第一中学校長	3(2)
委員	小出 宏	福生第二中学校長	3(2)
委員	植村 多岐	福生第三中学校長	3(2)
委員	園田 紘一郎	福生市立学校PTA連合会会長 福生第五小学校PTA会長	3(3)
委員	撰梅 敏夫	福生市町会長協議会副会長 南田園二丁目町会長	3(4)
委員	土谷 利美	福生第一中学校コミュニティ・スクール委員会会長 福生第二小学校コミュニティ・スクール委員会委員	3(5)
委員	青海 俊伯	福生第六小学校コミュニティ・スクール委員会会長 福生第二中学校コミュニティ・スクール委員会委員	3(5)
委員	板垣 和生	福生第七小学校コミュニティ・スクール委員会会長 福生第三中学校コミュニティ・スクール委員会委員	3(5)
委員	榎本 乃子	清岩院幼稚園長	3(6)
委員	津島 知津子	福生保育園長	3(7)
委員	板寺 正行	福生市民生児童委員協議会会長	3(8)
委員	町田 高司	福生市教育委員会教育部長	3(9)

※ 任期 令和4年5月から令和6年3月まで